

豊島区立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画 (概要版)

令和 8 年 3 月
豊島区教育委員会

1. 計画の趣旨・現状

計画の趣旨

教員の長時間勤務が社会問題化する中、豊島区教育委員会では、教員の長時間勤務を是正し、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備するため、様々な教員の働き方改革に取り組んできた。

こうした取組の結果、豊島区立学校に勤務する教員の長時間勤務は改善傾向にあるが、目まぐるしく変化する社会情勢とともに、子どもたちを取り巻く環境は複雑かつ多様化し、教員に求められる業務は更に多岐にわたり、依然として長時間の勤務をしている教員が一定割合存在している。

こうした中、国においても、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等」の一部を改正し、文部科学省から「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が示された。これにより、公立の義務教育諸学校等を所管する教育委員会は、教育職員に関する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務づけられた。

豊島区教育委員会では、文部科学省から示された指針を踏まえ、教員が心身ともに健康で、やりがいを感じながら、安心して職務に専念できる環境を整備するため、このたび「豊島区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、本計画に沿って学校における働き方改革の更なる推進を図っていくこととした。

長時間勤務の実態

【時間外在校等時間の状況(令和6年度)】

区分	1日あたりの 平均在校等時間	時間外在校等時間が 月45時間を上回る割合
小学校	9時間13分	25.9%
中学校	9時間10分	29.1%

【時間外在校等時間が月45時間を上回る割合(直近3か年)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	46.3%	40.4%	25.9%
中学校	35.7%	38.9%	29.1%

健康管理の実態

【年次有給休暇の平均取得状況(直近3か年)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	16日4時間	14日3時間	16日4時間
中学校	13日4時間	14日4時間	15日4時間

【病気休職者発生(総数)の状況(直近3か年)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	10名	8名	8名
中学校	1名	0名	0名

2. 本計画の基本的な考え方

◆文部科学省の指針の適用

本計画は、令和7年6月に文部科学省が示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえた内容とする。

◆これまでの取組の継続・発展

平成31年3月に策定した「豊島区学校における働き方改革推進プラン」の33項目の取組のうち、現在も継続して実施している取組については、本計画期間中においても必要に応じて適宜見直しを図りながら実施していく。

◆チーム学校による対応

令和8年度から本区の全区立小中学校においてコミュニティ・スクールが開始される。教員の長時間勤務の改善に向けては、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）等の専門スタッフに加え、保護者や地域の人材を有効活用しながら、組織的に対応していく。

◆教員が子どもに向き合う時間の確保

教員が学習指導や生活指導・進路指導、教材研究など、教員が担うべき業務に専念し、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することができるよう、学校・教員が担うべき業務の精査・適正化を図っていく。

◆教員の心身の健康確保とやりがいの創出

子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を実現するためには、それを支える教員が心身ともに健康で、職務にやりがいを見出していける職場環境を整備していかなければならない。教員一人ひとりの健康保持の実現と不安や悩みを感じることなく安心して職務に専念できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現や労働安全衛生管理体制の整備、資質・能力向上のための教員研修の充実等を図っていく。

◆本計画の着実な遂行

本計画を実効性のある取組とするため、教員一人ひとりに勤務時間を意識した働きかけを行うとともに、各学校の学校経営方針の中に学校における働き方改革に関する取組を明示し、教育管理職のリーダーシップの下、着実に遂行していく。

3. 目標

本計画では「時間外在校等時間に関する目標」及び「ワーク・ライフ・バランス及び働きがい等に関する目標」のそれぞれの目標を掲げ、計画を推進していく。

時間外在校等時間に関する目標

1 か月時間外在校等時間が45時間以上の割合を0%

1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度

1 年間の時間外在校等時間を360時間以下

ワーク・ライフ・バランス及び働きがい等に関する目標

	現状値	目標値
○教員のストレスチェックシート「仕事のコントロール」の健康リスク値	100	100以下を維持
○教員のストレスチェックシート「職場の支援」の健康リスク値	76	100以下を維持
○仕事と仕事以外の生活のバランスについて、満足している教員の割合	40.5%	80%以上
○教員（管理職等含む）の1年あたりの年次有給休暇取得日数	小16日4時間 中15日4時間	小中ともに 20日
○男性教員（管理職等含む）の育児休業取得率	54.5%	50%以上を維持
○授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合	38.7%	80%以上
○児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合	45.7%	80%以上
○教員としての仕事そのものについて、満足している教員の割合	79.8%	85%以上

4. 計画期間

令和8年度から令和11年度まで ※文部科学省より示された計画期間と同じ。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画の期間中の重点事項として、次の3つの視点から教育職員の業務量管理・健康確保措置に取り組む。

- 1. 「業務3分類」を踏まえた業務の見直し
- 2. 学校における措置の推進
- 3. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

1. 「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

令和7年6月に文部科学省から示された、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、教員業務の適正管理を行っていく。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	6 調査・統計等への回答	14 給食の時間における対応
2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	15 授業準備
3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	16 学習評価や成績処理
4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	17 学校行事の準備・運営
5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	10 校舎の開錠・施錠	18 進路指導の準備
	11 児童生徒の休み時間における安全への配慮	19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
	12 校内清掃	
	13 部活動	

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆学校以外が担うべき業務

今後の方向性

1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

現行の対応を継続

- ・引き続き、シルバー人材センターによる学童安全通学指導員を配置し、子どもたちの登下校時の通学路における日常的な見守りを実施していく。
- ・登校時間前と学童クラブから帰宅する児童の見守りを実施していく。

2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

現行の対応を継続

- ・放課後から夜間などの定期的な見回りは、保護者や地域の協力を得ながら進めていくとともに、突発的な対応については、関係機関と連携しながら対応していく。
- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負っているため、原則そうした認識のもと対応にあたるとともに関係機関に周知を図っていく。

3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

拡充又は代替案を検討

- ・既に公会計化した給食費については、学校現場での現金の取り扱いが最小限になるよう改善に向けた検討を引き続き進めていく。
- ・給食費以外の学校徴収金については、公会計化にするか、あるいは保護者が直接購入する方法を取れるのか等の検討を進めていく。

4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

実施方法の見直し

- ・学校と地域をつなぐ「地域コーディネーター」を全校に配置することで、地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等を地域コーディネーターが担える体制を構築していく。

5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

拡充を検討

- ・学校での対応力向上を図るため、スクールロイヤーによる研修を実施するとともに、スクールロイヤーの活用事例を紹介していく。
- ・学校が初期対応の段階から助言を受けられるよう、また保護者や地域が学校の対応について相談できるよう、学校管理職経験者等（学校経営支援員）の相談窓口を豊島区教育委員会内に設置し、サポート体制を構築する。
- ・東京都教育委員会が作成した「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」を参考に、区独自のガイドラインを作成し、学校での対応困難な事案への対応力の向上を図る。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆教師以外が積極的に参画すべき業務

今後の方向性

6 調査・統計等への回答

実施方法の見直し

- ・豊島区教育委員会内で同様の調査がないよう情報共有を図るとともに、回答フォーム等を活用した調査回答を用いる等、各学校へ依頼する調査・統計の縮減・効率化を図っていく。
- ・「としま保護者連絡ツール（すぐー）」が有するデジタル配信以外の機能（アンケート、日程調整等）の活用により、更なる学校の負担軽減を図っていく。

7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

実施方法の見直し

- ・各学校で行う広報資料・ウェブサイトの作成については、副校長補佐やICT支援員、事務職員等、より多くの人が作業を行えるよう権限付与を行い、特定の教員に負荷が掛からないようにしていく。
- ・学校だよりについては、「としま保護者連絡ツール（すぐー）」を活用し、スマートフォンから学校ホームページにアクセスできるようにするなど、ペーパーレス化を進めていく。

8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

拡充を検討

- ・各学校で行っていたタブレットパソコンの管理について、豊島区教育委員会が学校と共に管理台帳を点検し、タブレットパソコンの管理を行っていく。
- ・定期点検の中でICT機器の稼働状況を確認し、異常があれば修理や部品交換を行うことでトラブルを未然に防ぎ、安定した稼働を維持していけるよう、委託事業者への委託内容の見直しについて検討する。

9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

拡充を検討

- ・施設・設備の点検については、他自治体の動向や学校からの要望なども踏まえながら、業務委託の拡大を検討する。
- ・学校プールについては改築及び大規模改修時に、自動水位調整設備を導入していく。また、改築や大規模改修の予定のない学校についても、費用対効果を踏まえ単独での設備導入を検討していく。

10 校舎の開錠・施錠

拡充を検討

- ・校舎の開錠については、既に用務委託事業者が実施している学校もあるため、今後各学校において用務委託事業者が開錠するよう検討していく。
- ・夜間、休日等の学校開放時における施錠等は引き続き学校開放管理員が行っていく。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆教師以外が積極的に参画すべき業務

今後の方向性

1 1 児童生徒の休み時間における安全への配慮	実施方法の見直し
・校内での怪我や事故は学校の管理責任を問われることから、教員が管理することを基本としつつ、地域や保護者の協力を得ることで、管理する教員の数を減らし、負担の軽減を図っていく。	
1 2 校内清掃	現行の対応を継続
・教育活動としての清掃活動は、引き続き教員の担当とし、トイレ・廊下・階段等の共用部分については、引き続き用務主事又は委託事業者による清掃を行っていく。	
1 3 部活動	拡充実施
・部活動における教員負担の一層の軽減を図るため、地域人材を活用した部活動指導員の配置拡充等を進めていく。 （令和8年度に各学校1名の配置、令和9年度以降は順次配置数増を目指す。）	

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

今後の方向性

1 4 給食の時間における対応

実施方法の見直し

- ・引き続き、学級担任のみでなく、学校全体で給食指導ができるよう緊急時に備えた組織的な体制を維持していく。
- ・学級担任に代わって副担任や他の教員が給食指導をする等、学級担任の負担を軽減していく。

1 5 授業準備

実施方法の見直し

- ・指導者用デジタル教科書未導入の教科への導入を進めていく。
- ・区立小中学校の研究部会を通じて、指導者用デジタル教科書の活用について情報交換し、より効果的な活用を促していく。
- ・各学校が活用している外部人材をリスト化し、学校の教育目標や教育活動に合わせて活用できるようにする。

1 6 学習評価や成績処理

現行の対応を継続

- ・通知表の発行を年2回にする、道徳科や総合的な学習の時間、総合所見の回数を年1回にする等、各学校の取組を校長会や副校長会等で紹介する。
- ・教育データの共通化を図る等、教育DXを推進し、保護者や子どもたちがいつでも確認できる継続的な成長記録へと役割を変えていく。

1 7 学校行事の準備・運営

実施方法の見直し

- ・コミュニティ・スクールを推進していくことで、地域と一体となって学校運営を行う体制を構築していく。
- ・移動教室における貸切バス・宿舎の手配・契約は引き続き、教育委員会で行う。

1 8 進路指導の準備

実施方法の見直し

- ・PTAや地域コーディネーターの協力を得た職業講話や職業調べを行う等、小学校の段階から将来について考える機会を設ける。
- ・スクール・サポート・スタッフ等の人材を活用し、進路に関する情報の管理や事務補助を行う。

1 9 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

拡充実施

- ・要支援の子どもの人数や特別支援学級のクラス数に応じて、指導員等の配置増を図る。
- ・全小学校に、登校しやすく教育的効果のあるSSR（校内教育支援センター）を開設する。
- ・学校生活に適應できるレベルの生活言語を習得した児童生徒に対し、学習言語の習得支援も行っていく。
- ・SSWが学校、SSR、適應指導教室、関係機関や家庭との連携をより密接に行っていく。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

2. 学校における措置の推進

教育課程における授業時数の見直し

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを図る。
- ・各学校の取組を共有し、休業日等における総合的な学習の時間の学校外での学習活動を推進する。

日課表の工夫

- ・効果的な勤務時間の運用が図れるよう、会議等ができるよう特別な時間割を作成したり、少人数での会議は授業予定を調整したりする等の工夫を図る。

学校行事の精選・統合

- ・各学校では教育目標及び行事の目的の達成に向けて、学校評価アンケートを参考に、行事の精選・統合を図っている。
- ・行事の反省・計画の段階で、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れ、内容を吟味していく。

デジタル技術の活用による校務の効率化

- ・指導者用デジタル教科書を活用することで、授業研究や準備の時間を短縮している。
- ・校務支援システムやクラウドの活用等の教育DXの一層の推進を図り、働き方改革と教育の質の向上を目指す。

教育管理職のマネジメント能力の向上

- ・教職員の在校等時間数を確認できる教職員庶務事務システムを活用し、学校運営の年間計画作成時に、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組について具体的な数値目標を設定している。
- ・毎月の教職員の在校等時間の実態を把握しながら、働き方について当初・中間・最終の自己申告時に、管理・指導・助言ができるようにする。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

2. 学校における措置の推進

在校等時間の見える化による教員個人の時間管理推進

- ・管理職だけでなく、教職員自身がどれだけ在校しているかを自分で検索・管理できる機能を教職員庶務事務システムに追加し、自己管理ができるよう推進する。
- ・在校等時間数が長い教職員をシステムから抽出し、その時間数に応じた適正な健康管理指導や産業医受診勧奨等を、教育委員会より個々の教職員宛に通知する。

教員を支える人的体制の強化

- ・教職員の業務を支援する人材を区で引き続き雇用・配置し、学校現場の実態に合わせて活用する。今後も小中校長会等と協議を重ねながら配置・拡大を検討し、教職員の負担を軽減していく。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

3. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

計画的な休暇等の取得

- ・夏季休業中の研修を7月中にまとめ、年次有給休暇を連続して取得しやすい環境を整備していく。
- ・学校閉庁日に合わせた休暇取得を促進していく。

メンタルヘルス対策の充実

- ・教職員を対象としたストレスチェックや学校におけるハラスメントに関する意識調査を継続して実施していく。
- ・教職員が抱える悩みや様々な問題に対して、電話・対面・メール・LINE等を活用した相談窓口の常時展開や、臨床心理士等が面談を行うアウトリーチ型の相談を活用できるよう周知徹底を図り、相談しやすい環境づくりを推進する。

各学校における定時退校日、一斉閉校期間の設定

- ・豊島区教育委員会で一律に設定する学校閉庁日に加え、各学校における定時退校日の設定を促す。
- ・長期休業の期間や開校記念日等の日に、学校独自で閉庁日等を設定している取組を紹介する。

医師による面接指導

- ・在校等時間が一定時間（月80時間を目安）を超えた教職員に対し、引き続き医師による面接指導を実施していく。

6. 計画の推進に向けて

(1) 進捗の公表

- ・本計画に掲げる取組の着実な実行を図るため、豊島区立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、豊島区のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

(2) 保護者や地域・各種団体への周知

- ・保護者や地域の理解を促進するため、区長部局と連携し、保護者や地域の各町会等に対して、豊島区教育委員会における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう働きかけていく。

(3) 学校への支援・指導

- ・学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保に向けて、関係部局・関係機関とともに取り組んでいく。
- ・引き続き、働き方改革の好事例を募集し、「働き方改革好事例集」として各学校へ周知を図る。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、豊島区教育委員会で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、豊島区教育委員会で導入しているストレスチェックの結果から把握していく。
- ・豊島区教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施していく。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施していく。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメントに関する研修を充実させる等、豊島区教育委員会からの支援を強化していく。
各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施していく。

豊島区立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画 (概要版)

編集・発行

令和8年3月
豊島区教育委員会事務局 教育部 庶務課
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
☎03-3981-1141(直通)